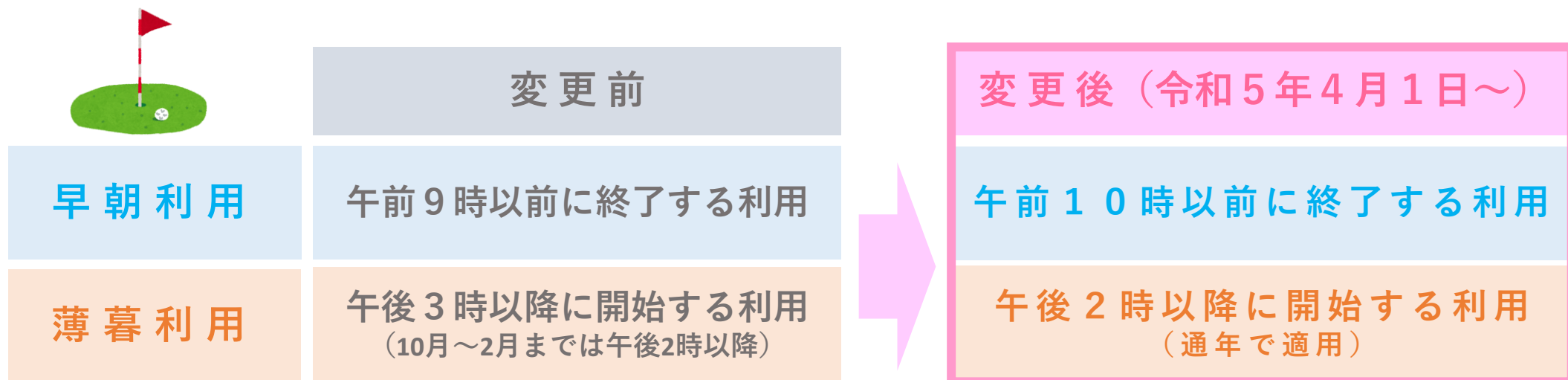


## ゴルフ場利用税における

# 早朝 薄暮 の利用時間の要件が変わります



### ■ 早朝薄暮利用の税率軽減とは？

次の全ての条件を満たす利用者の利用について、知事の指定を受けたゴルフ場では、ゴルフ場利用税の税率が2分の1となります。  
（群馬県県税条例第97条）

- ☑ 午前10時以前に終了する利用又は午後2時以降に開始する利用
- ☑ 9ホール以内の利用
- ☑ キャディーを伴わない利用

※具体的な料金プラン等については、ご利用されるゴルフ場までご確認をお願いします。

